

2023年度 奨学生募集要項

公益財団法人朝日ウッドテック財団は、奨学生を次の要領で募集し、
給付する奨学生を選考・決定します。

1. 奨学生給付の趣旨

『大樹深根』

「大きい樹木となることだけを望むべきでない、根を地中深く太くはらせることに努めよ、そうすれば樹木は自然に如何なる風雨にもたえる大樹になる。」を当奨学会の設立の理念とし、社会の根である若者に奨学生を支給することにより、心の豊かな人間生活の理想の姿を求めて勉学にいそしむ機会を与え、日本を大樹にすることを通じて、世界の平和と繁栄に寄与することを念願するものであります。

「設立趣意書」より

2. 出願資格

奨学生本人が、近畿地域(滋賀県・京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県をいう。以下同じ)に居住し、又は、近畿地域に所在する大学院生、大学生、高等専門学校生または高校生で、志操堅固、学力優秀、かつ特に経済的援助を必要とする者を対象に奨学生を給付する。

3. 募集対象校

別添「奨学生募集対象校一覧表」の通り

4. 奨学生事業の概要

①給付月額	大学院生	50,000円
	大学生	40,000円
	高専生	25,000円
	高校生	20,000円

②給付期間

原則2年間とする。

③募集学年(2年間の給付期間が終了する時にその学校を卒業する)

大学院生(修士課程)	1年生
大学生	3年生
高専生	4年生
高校生	2年生

5. 募集人数 16名程度

6. 奨学金の重複について

当財団では、他の奨学生との重複について制限しない。

但し、給付型奨学生については、他の団体から奨学生の給付を受けていない者を優先する。

7. 出願書類

- ①奨学生採用願書（様式第1号）
- ②在学する学校長の推薦書（学校所定の用紙）
- ③在学校または出身学校の学業成績証明書（学校所定の用紙）
- ④奨学生を申請する理由書（様式第1号の2）
- ⑤学資の明細書（様式第1号の3）
- ⑥本人の履歴書（様式第1号の4）
- ⑦世帯主の市民税・府（県）民税課税証明書
- ⑧誓約書（様式第2号）
- ⑨住民票（市町村発行のもの）

8. 応募書類の提出期限

当財団からの推薦依頼に対し、各校が定める提出締切日

9. 奨学生の採否と選考結果の通知

推薦学生について、次の手順で給付する奨学生の選考と決定・承認を行う。

- ①提出された各種出願書類に基づき、事務局が応募者リストを作成する。
- ②応募書類と応募者リストをもとに、選考委員会が『選考基準』に沿って、人物・学業成績・家庭状況等を総合的に検討し、奨学生を選考・決定し、理事長の承認を得る。
- ③選考結果は学校を通じて、応募した学生に通知する。

10. 参考資料

「設立趣意書」、「奨学生給付規程」、「選考基準」

以上

2023年7月

奨学生選考基準

公益財団法人 朝日ウッドテック財団

各年度の奨学生の採用に当たっては、次の4つの基準により、総合的に判断し、応募者の中から適格者を選考・決定する。

1. 学力基準(目安)

- ① 学業成績において、原則として、募集年度の前年度までの修学年数で取得した全単位数のうち、80点以上の評価を受けた単位数の合計が60%以上占めること。但し、高等学校の場合は、5段階評価で評価「5」を取った科目の単位数が取得した全単位数の60%を占めること。
- ② 一般的な学力水準として、各校・各専攻科目の入試偏差値も参考にすることがある。

2. 家計基準

大学生は日本学生支援機構の第一種奨学金の家計基準に準ずる。また、高校生・高専生・大学院生についても、同基準を適用する。

3. 人物基準

良識があり、責任感が強く、自らの将来に対して確固とした展望を持ち、その実現に向けて、強い意志を持って努力・行動しているか、推薦書その他出願書類によって判断する。

4. その他基準

他の奨学財団から奨学金の貸与又は給付を受けている者でも重複して応募することができるが、給付型奨学金については、他財団から奨学金の給付を受けていない者を優先する。

以上

奨学生募集対象校

【高等学校】

1	大阪星光学院高等学校
2	大阪府立北野高等学校
3	大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎
4	大阪府立天王寺高等学校
5	大阪教育大学附属高等学校平野校舎
6	大阪府立大手前高等学校
7	大阪府立高津高等学校
8	大阪明星学園明星高等学校
9	四天王寺高等学校
10	清風高等学校
11	大阪女学院
12	開明高等学校

【高等専門学校】

1	大阪府立大学工業高等専門学校
2	明石工業高等専門学校
3	神戸市立工業高等専門学校
4	奈良工業高等専門学校
5	舞鶴工業高等専門学校
6	和歌山工業高等専門学校

【大学/大学院】

1	京都大学	法学部・経済学部・農学部(森林科学科) 農学研究科(森林科学専攻)
2	京都府立大学	生命環境学部(森林科学科) 生命環境科学研究科(森林科学専攻)
3	近畿大学	農学部・経済学部・経営学部・法学部・理工学部 農学研究科
4	大阪工業大学 (枚方キャンパス)	情報科学部 情報科学研究科
5	大阪大学	法学部・経済学部・理学部 理学研究科(物理学専攻)
6	神戸大学	法学部・経済学部・経営学部・農学部 農学研究科
7	大阪公立大学	商学部・法学部・経済学部・工学部・農学部・現代システム科学域 工学研究科
8	関西大学	外国語学部・法学部・経済学部・商学部・化学生命工学部 理工学研究科
9	関西学院大学	商学部・法学部・経済学部・理学部・生命環境学部 理工学研究科
10	同志社大学	商学部・法学部・経済学部・理工学部 理工学研究科
11	立命館大学	法学部・経済学部・経営学部・生命科学部・理工学部・情報理工学部 理工学、情報理工学、生命科学研究科
12	滋賀大学	経済学部 経済学研究科
13	和歌山大学	経済学部 経済学研究科
14	奈良女子大学	生活環境学部 住環境学専攻
15	兵庫県立大学	国際商経学部・工学部 工学研究科
16	京都工芸繊維大学	工芸科学部 工芸科学研究科
17	大阪電気通信大学	工学部 工学研究科

設立趣意書

当財団は、昭和 49 年 11 月 24 日に死去された故海堀寅造氏の、経済的に恵まれない優秀な学生、生徒に対し奨学資金を給付し、有為の人材育成と教育の振興に寄与することを目的として、その基金を寄付する旨の遺言にもとづいて、昭和 50 年 5 月 13 日に設立いたしました。

故海堀寅造氏は、明治 29 年奈良県吉野郡黒滝村に生まれ、同 41 年黒滝小学校を卒業、卒業直後から大正 2 年まで同郡下市町福久銘木店に勤務、大正 2 年大阪市東区横堀 4 丁目霜寅銘木店に入店、その後同店店主の養子となり、同店の成長発展に努められました。昭和 27 年銘木の有効利用と銘木の大衆化をはかるため、朝日特殊合板株式会社(現在の朝日ウッドテック株式会社)を設立されました。同氏が成長発展に努められた両社は、その指導よろしきを得て、立派な後継者にめぐまれ、順調に成長発展を続けています。

同氏は、生家の経済的事情から当時の義務教育を受けただけで実社会に出なければならなかつたため、いろいろと苦労を重ねられた由で、その苦労は余程大きかったようで、それが次の世代をになう若者に同じ苦労を少しでも味あわずにすむようにしたいという想いとなり、経済的に恵まれない優秀な学生、生徒を対象とする当奨学会の設立を發意され、その基金として、朝日特殊合板株式会社の株式 40 万株および 2,000 万円を寄付する旨の遺言をされたのであります。

当財団は、上述の故人の遺志と、故人が常に申しておられた「大樹深根」

大きい樹木となることだけを望むべきでない、根を地中深く太くはらせることに努めよ、
そうすれば樹木は自然に如何なる風雨にもたえる大樹になる。
を運営の基盤として継承し、社会の根である若者に、心の豊かな人間生活の理想の姿を求めて勉学にいそしむ機会を与え、日本を大樹にすることを通じて、世界の平和と繁栄に寄与することを念願するものであります。

(昭和 50 年 5 月設立時作成)

公益財団法人朝日ウッドテック財団

(旧名称 公益財団法人海堀奨学会)

公益財団法人朝日ウッドテック財団 奨学金給付規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人朝日ウッドテック財団定款第41条の規定に基づき
奨学生の給付に関する必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、学資の給付を受ける者を奨学生、給付する学資を奨学生と
いう。

(奨学生となる条件)

第3条 奨学生は、近畿地域(滋賀県・京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
をいう。以下同じ)に居住し、又は、近畿地域に所在する大学院生、大学生、
高等専門学校生または高校生で、志操堅固、学力優秀、かつ特に経済的援助を
必要とする者を対象とする。

第2章 奨学生の決定および奨学生の給付

(奨学生給付の申請手続)

第4条 奨学生の給付を受けようとする者は、奨学生採用願書(様式第1号)に次の書
類を添え、在学または出身学校の長を経て申請しなければならない。

- (1) 在学または出身学校の長の推薦書
- (2) 本人自筆の履歴書
- (3) 居住関係を明らかにする市町村長の証明書
- (4) 在学または出身学校の学業成績証明書

(奨学生の決定)

第5条 奨学生は、前条の申請のあった者について、奨学生選考委員会の選考・決定の
上、理事長がこれを承認する。

2. 前項により奨学生を決定したときは、その旨を出身学校または在学の長
を経て、申請者に通知するものとする。
3. 申請者は、前項の通知を受けた日から14日以内に保証人連署のうえ誓約
書を提出しなければならない。

(奨学生の給付期間および金額)

第6条 奨学生を支給する期間は、奨学生の卒業年度を含む2年間とする。

2. 前項の期間中に支給する奨学生の額は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校在学者 月額 20,000円
- (2) 高等専門学校在学者 月額 25,000円
- (3) 大学在学者 月額 40,000円
- (4) 大学院在学者 月額 50,000円

(奨学生の支給方法)

第7条 奨学生は毎月、在学する学校の長を経て奨学生に支給する。

2. 前項の方法により難い場合には最も適当にして、かつ確実な方法によるものとする。

(奨学生の給付打切り休止または減額)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学生の支給を打切るものとする。

- (1) 学業継続の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績または性行が不良と認められるとき
- (3) 休学の理由が不適当であるとき
- (4) 退学したときまたは退学処分を受けたとき
- (5) 奨学生を必要としない理由が生じたとき
- (6) その他奨学生として不適当と認められるとき

2. 奨学生が次の各号の一に該当するときは奨学生の支給を休止するものとする。

- (1) 奨学生本人が休学するとき
- (2) 支給を休止することが適当と認められるとき

3. 何等かの事由により所定の支給金額を要しないと認められるときは、減額することがある。

(奨学生の復活)

第9条 前条の第2項または第3項の規定により奨学生の支給を休止または減額された者が、その事由が止んで、在学学校長を経て保証人連署のうえ願い出たときは、奨学生の給付を復活することがある。

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て保証人連署のうえ、奨学生の辞退を申し出ることができる。

第3章 補 則

(奨学生の報告義務)

第11条 奨学生は次の事項について保証人連署のうえ、その都度報告しなければならない。ただし、本人が病気その他の事由により報告することができないときは、保証人が届け出るものとする。

- (1) 休学、復学、転学または退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 本人、保証人の住所その他重要な事項については異動があったとき

(奨学生の指導)

第12条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

(規程の変更)

第13条 この規程を変更しようとするときは、定款第41条の定めるところによる。